

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後

(18 復興産業集積区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

復興産業集積区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表 (震災特例法17の2①、25の2①)

事業年度
又は連結
事業年度

・ ・
・ ・

法人名

()

特別償却の付表(震一) 平二一九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

事業の種類	1			
(機械・装置の耐用年数表の番号)		()	()	()
対象資産の種類等	2			
対象資産の名称	3			
同上の所在地	4			
取得等年月日	5	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
事業の用に供した年月日	6	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
購入先	7			
取得価額	8	円	円	円
普通償却限度額	9			
特別償却率	10	$\frac{25 \text{ 又は } 50}{100}$	$\frac{25 \text{ 又は } 50}{100}$	$\frac{25 \text{ 又は } 50}{100}$
特別償却限度額 (8)-(9)又は(8)×(10)	11	円	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適 用 要 件 等				
認定地方公共団体 による指定年月日	13	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
認定地方公共団体の名称	14			
復興産業集積区域の名称	15			
復興推進事業の 実施に係る認定年月日	16	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・

改 正 前

(18 復興産業集積区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

復興産業集積区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表 (震災特例法17の2①、25の2①、旧震災特例法17の2①、25の2①)

事業年度
又は連結
事業年度

・ ・
・ ・

法人名

()

特別償却の付表(震一) 平二一八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

事業の種類	1			
(機械・装置の耐用年数表の番号)		()	()	()
対象資産の種類等	2			
対象資産の名称	3			
同上の所在地	4			
取得等年月日	5	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
事業の用に供した年月日	6	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
購入先	7			
取得価額	8	円	円	円
普通償却限度額	9			
特別償却率	10	$\frac{25 \text{ 又は } 50}{100}$	$\frac{25 \text{ 又は } 50}{100}$	$\frac{25 \text{ 又は } 50}{100}$
特別償却限度額 (8)-(9)又は(8)×(10)	11	円	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適 用 要 件 等				
認定地方公共団体 による指定年月日	13	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
認定地方公共団体の名称	14			
復興産業集積区域の名称	15			
復興推進事業の 実施に係る認定年月日	16	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・

改 正 後 改 正 前

(18 復興産業集積区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

(18 復興産業集積区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

特別償却の付表（震一）の記載の仕方

特別償却の付表（震一）の記載の仕方

- この特別償却の付表（震一）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の2第1項《復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第25条の2第1項《連結法人が復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、その対象資産（被災者向け優良賃貸住宅を除きます。以下同じ。）の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
ただし、所有権移転外リース取引により取得した対象資産については、この制度の適用はありませんので、注意してください。
- 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 「事業の種類1」には、産業集積事業（東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）第2条第3項第2号イ（福島復興再生特別措置法（以下「福島復興特措法」といいます。）第74条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に掲げる事業をいいます。以下同じ。）又は建築物整備事業（復興特区法第2条第3項第2号ロ（福島復興特措法第75条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に掲げる事業をいいます。以下同じ。）のいずれかを記載します。
- 「対象資産の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。
なお、「事業の種類1」に記載した事業が建築物整備事業に該当する場合には、この制度の適用対象資産は建物及びその附属設備に限られます。
- 「対象資産の名称3」には、対象資産に該当する資産の名称を記載します。
- 「同上の所在地4」には、復興特区法第4条第2項第4号イに規定する復興産業集積区域内にある対象資産の所在地を記載します。
- 「取得価額8」には、対象資産の取得価額を記載します。
ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49

- 条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 「普通償却限度額9」は、対象資産が震災特例法第17条の2第4項第1号イ又は第25条の2第4項第1号イに該当する機械及び装置である場合に、産業集積事業の用に供した日を含む事業年度の普通償却限度額を記載します。この場合、「特別償却率10」は使用しません。
- 「特別償却率10」の分子は、次の区分に応じ、それぞれ次の数字を○で囲みます。
(1) 機械及び装置…「50」
(2) 建物及びその附属設備又は構築物…「25」
- 「特別償却限度額11」は、次の区分に応じ、それぞれ次の算式により計算した金額を記載します。
(1) 8の場合 … (8)－(9)
(2) 上記(1)の場合以外の場合 … (8)×(10)
- 「償却・準備金方式の区分12」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
(1) 「認定地方公共団体による指定年月日13」には、復興特区法第37条第1項の規定により認定復興推進計画に定められた産業集積事業又は建築物整備事業を実施する指定事業者として認定地方公共団体に指定された年月日を記載します。
(2) 「認定地方公共団体の名称14」には、対象資産が震災特例法第17条の2第4項第1号イ若しくはハ又は第25条の2第4項第1号イ若しくはハの資産である場合に、認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村の名称を記載します。
(3) 「復興産業集積区域の名称15」には、例えば「○○復興産業集積区域」のように復興産業集積区域の名称を記載します。
(4) 「復興推進事業の実施に係る認定年月日16」には、その対象資産が建築物整備事業の用に供した建物及びその附属設備である場合に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第17条の2第1項第1号イからニまで又は同項第2号イからハまでのいずれかの要件を満たすことを記載した東日本大震災復興特別区域法施行規則第9条第1項に規定する復興推進事業に関する実施状況報告書に関し、交付された同条第2項に規定する復興推進事業の実施に係る認定書の年月日を記載します。

- この特別償却の付表（震一）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の2第1項《復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却》若しくは平成28年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「平成28年旧震災特例法」といいます。）第17条の2第1項《復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第25条の2第1項《連結法人が復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却》若しくは平成28年旧震災特例法第25条の2第1項《連結法人が復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、その対象資産（被災者向け優良賃貸住宅を除きます。以下同じ。）の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
ただし、所有権移転外リース取引により取得した対象資産については、この制度の適用はありませんので、注意してください。
- 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 「事業の種類1」には、産業集積事業（東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）第2条第3項第2号イ（福島復興再生特別措置法（以下「福島復興特措法」といいます。）第74条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に掲げる事業をいいます。以下同じ。）又は建築物整備事業（復興特区法第2条第3項第2号ロ（福島復興特措法第75条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に掲げる事業をいいます。以下同じ。）のいずれかを記載します。
- 「対象資産の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。
なお、「事業の種類1」に記載した事業が建築物整備事業に該当する場合には、この制度の適用対象資産は建物及びその附属設備に限られます。
- 「対象資産の名称3」には、対象資産に該当する資産の名称を記載します。
- 「同上の所在地4」には、復興特区法第4条第2項第4号イに規定する復興産業集積区域内にある対象資産の所在地を記載します。
- 「取得価額8」には、対象資産の取得価額を記載します。
ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49

- 条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 「普通償却限度額9」は、対象資産が次に掲げるものである場合に、産業集積事業の用に供した日を含む事業年度の普通償却限度額を記載します。この場合、「特別償却率10」は使用しません。
(1) 震災特例法第17条の2第4項第1号イ又は第25条の2第4項第1号イに該当する機械及び装置である場合
(2) 平成28年旧震災特例法第17条の2第1項又は第25条の2第1項の規定の適用を受ける機械及び装置である場合
- 「特別償却率10」の分子は、次の区分に応じ、それぞれ次の数字を○で囲みます。
(1) 平成28年4月1日以後に取得等をした機械及び装置…「50」
(2) 建物及びその附属設備又は構築物…「25」
- 「特別償却限度額11」は、次の区分に応じ、それぞれ次の算式により計算した金額を記載します。
(1) 8の場合 … (8)－(9)
(2) 上記(1)の場合以外の場合 … (8)×(10)
- 「償却・準備金方式の区分12」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
(1) 「認定地方公共団体による指定年月日13」には、復興特区法第37条第1項の規定により認定復興推進計画に定められた産業集積事業又は建築物整備事業を実施する指定事業者として認定地方公共団体に指定された年月日を記載します。
(2) 「認定地方公共団体の名称14」には、対象資産が震災特例法第17条の2第4項第1号イ若しくはハ又は第25条の2第4項第1号イ若しくはハの資産である場合に、認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村の名称を記載します。
(3) 「復興産業集積区域の名称15」には、例えば「○○復興産業集積区域」のように復興産業集積区域の名称を記載します。
(4) 「復興推進事業の実施に係る認定年月日16」には、その対象資産が建築物整備事業の用に供した建物及びその附属設備である場合に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第17条の2第1項第1号イからニまで若しくは同項第2号イからハまでのいずれかの要件を満たすこと又は平成28年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第17条の2第1項各号のいずれかの要件を満たすことを記載した東日本大震災復興特別区域法施行規則第9条第1項に規定する復興推進事業に関する実施状況報告書に関し、交付された同条第2項に規定する復興推進事業の実施に係る認定書の年月日を記載します。

改正後

(19 企業立地促進区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

企業立地促進区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表 (震災特例法17の2の2①、25の2の2①)

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

事業の種類	1			
(機械・装置の耐用年数表の番号)		()	()	()
対象資産の種類等	2			
対象資産の名称	3			
同上の所在地	4			
取得等年月日	5	平・	平・	平・
事業の用に供した年月日	6	平・	平・	平・
購入先	7			
取得価額	8		円	円
普通償却限度額	9			
特別償却率	10	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$
特別償却限度額 (8)-(9)又は(8)×(10)	11		円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等				
福島県知事の認定を受けた年月日	13	平・	平・	平・
提出企業立地促進計画の提出のあった年月日	14	平・	平・	平・
避難指示の全てが解除された年月日	15	平・	平・	平・
その他参考となる事項	16			

特別償却の付表(震一の一) 平二九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

改正前

(19 企業立地促進区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

企業立地促進区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表 (震災特例法17の2の2①、25の2の2①)

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

事業の種類	1			
(機械・装置の耐用年数表の番号)		()	()	()
対象資産の種類等	2			
対象資産の名称	3			
同上の所在地	4			
取得等年月日	5	平・	平・	平・
事業の用に供した年月日	6	平・	平・	平・
購入先	7			
取得価額	8		円	円
普通償却限度額	9			
特別償却率	10	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$
特別償却限度額 (8)-(9)又は(8)×(10)	11		円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等				
福島県知事の認定を受けた年月日	13	平・	平・	平・
提出企業立地促進計画の提出のあった年月日	14	平・	平・	平・
避難指示の全てが解除された年月日	15	平・	平・	平・
その他参考となる事項	16			

特別償却の付表(震一の一) 平二八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

改 正 後 前

(20 避難解除区域等における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

避難解除区域等における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表 (震災特例法17の2の3①、25の2の3①、旧震災特例法17の2の2①、25の2の2①)

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

特別償却の付表(震一の三) 平二一九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

事業の種類	1			
(機械・装置の耐用年数表の番号)	2	()	()	()
対象資産の種類等				
対象資産の名称	3			
同上の所在地	4			
取得等年月日	5	平・	平・	平・
事業の用に供した年月日	6	平・	平・	平・
購入先	7			
取得価額	8	円	円	円
普通償却限度額	9			
特別償却率	10	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$
特別償却限度額((8)-(9))又は((8)×(10))	11	円	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等				
福島県知事の確認を受けた年月日	13	平・	平・	平・
避難等指示が解除された年月日	14	平・	平・	平・
特定復興再生拠点区域復興再生計画につき認定があった年月日	15	平・	平・	平・
認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき変更の認定があった年月日	16	平・	平・	平・
(16)の変更の認定により認定特定復興再生拠点区域に該当することとなる区域又は該当しないこととなる区域の区分	17	該当・非該当・その他	該当・非該当・その他	該当・非該当・その他
福島復興特措法第4条第4号ハの指示が解除された年月日	18	平・	平・	平・
その他参考となる事項	19			

(20 避難解除区域等における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

避難解除区域等における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表 (震災特例法17の2の3①、25の2の3①、旧震災特例法17の2の2①、25の2の2①)

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

特別償却の付表(震一の三) 平二一八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

事業の種類	1			
(機械・装置の耐用年数表の番号)	2	()	()	()
対象資産の種類等				
対象資産の名称	3			
同上の所在地	4			
取得等年月日	5	平・	平・	平・
事業の用に供した年月日	6	平・	平・	平・
購入先	7			
取得価額	8	円	円	円
普通償却限度額	9			
特別償却率	10	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$
特別償却限度額((8)-(9))又は((8)×(10))	11	円	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等				
福島県知事の確認を受けた年月日	13	平・	平・	平・
避難等指示が解除された年月日	14	平・	平・	平・
福島復興特措法第4条第4号ハの指示が解除された年月日	15	平・	平・	平・
その他参考となる事項	16			

改 正 後

(20 避難解除区域等における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

特別償却の付表（震一の三）の記載の仕方

- 1 この特別償却の付表（震一の三）は、法人が次の(1)から(3)までの規定の適用を受ける場合(これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第52条の3又は第68条の4)に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。)に、特定機械装置等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
 - (1) 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第17条の2の3第1項又は第25条の2の3第1項《避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却》
 - (2) 平成29年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「平成29年旧震災特例法」といいます。)第17条の2の3第1項又は第25条の2の3第1項《避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却》
 - (3) 平成25年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条の2の2第1項又は第25条の2の2第1項《避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却》

ただし、所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、この制度の適用はありませんので、注意してください。
- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 3 「事業の種類1」には、対象資産を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。
- 4 「対象資産の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、()内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。
- 5 「対象資産の名称3」には、対象資産に該当する資産の名称を記載します。
- 6 「同上の所在地4」には、福島復興再生特別措置法(以下「福島復興特措法」といいます。)第18条第2項第2号に規定する避難解除区域等(以下「避難解除区域等」といいます。)内又は平成25年改正前の福島復興再生特別措置法(以下「平成25年旧福島復興特措法」といいます。)第4条第4号に規定する避難解除区域(以下「避難解除区域」といいます。)内にある対象資産の所在地を記載します。
- 7 「取得価額8」には、対象資産の取得価額を記載し

- ます。

ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額(積立限度超過額を除きます。)を取得価額から控除した金額を記載します。
- 8 「普通償却限度額9」は、対象資産が機械及び装置である場合に、その事業の用に供した日を含む事業年度の普通償却限度額を記載します。この場合、「特別償却率10」は使用しません。
- 9 「特別償却限度額11」は、次の区分に応じ、それぞれ次の計算式により計算した金額を記載します。
 - (1) 機械及び装置である場合 … (8)－(9)
 - (2) 建物及びその附属設備又は構築物である場合 … (8)×(10)
- 10 「償却・準備金方式の区分12」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 11 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「福島県知事の確認を受けた年月日13」には、福島復興特措法第36条の規定により避難等指示(同法第4条第4号イ、ロ、ニ又はホに掲げる指示をいいます。)の対象となった区域内又は平成25年旧福島復興特措法第18条の規定により避難等指示(同法第4条第4号イからニまでに掲げる指示をいいます。これらの避難等指示を合わせて以下「避難等指示」といいます。)の対象となった区域内に平成23年3月11日においてその事業所が所在していたことについて、福島県知事の確認を受けた年月日を記載します。
 - (2) 「避難等指示が解除された年月日14」には、避難解除区域等又は避難解除区域に係る避難等指示が解除された年月日を記載します。
 - (3) 「特定復興再生拠点区域復興再生計画につき認定があった年月日15」には、福島復興特措法第17条の2第1項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画につき同条第6項の認定があった場合に、その年月日を記載します。
 - (4) 「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき変更の認定があった年月日16」には、福島復興特措法第17条の7第1項に規定する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき同法第17条の3において準用する東日本大震災復興特別区域法第6条第1項の変更の認定(以下「変更の認定」といいます。)があった場合に、その年月日を記載します。

改 正 前

(20 避難解除区域等における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

特別償却の付表（震一の三）の記載の仕方

- 1 この特別償却の付表（震一の三）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第17条の2の3第1項《避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却》若しくは平成25年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「平成25年旧震災特例法」といいます。)第17条の2の2第1項《避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合(これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。)又は連結法人が震災特例法第25条の2の3第1項《連結法人が避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却》若しくは平成25年旧震災特例法第25条の2の2第1項《連結法人が避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合(これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の4)に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。)に、特定機械装置等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、この制度の適用はありませんので、注意してください。
- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 3 「事業の種類1」には、対象資産を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。
- 4 「対象資産の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、()内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。
- 5 「対象資産の名称3」には、対象資産に該当する資産の名称を記載します。
- 6 「同上の所在地4」には、福島復興再生特別措置法(以下「福島復興特措法」といいます。)第18条第2項第2号に規定する避難解除区域等(以下「避難解除区域等」といいます。)内又は平成25年改正前の福島復興再生特別措置法(以下「平成25年旧福島復興特措法」といいます。)第4条第4号に規定する避難解除区域(以下「避難解除区域」といいます。)内にある対象資産の所在地を記載します。
- 7 「取得価額8」には、対象資産の取得価額を記載し

- ます。

ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額(積立限度超過額を除きます。)を取得価額から控除した金額を記載します。
- 8 「普通償却限度額9」は、対象資産が機械及び装置である場合に、その事業の用に供した日を含む事業年度の普通償却限度額を記載します。この場合、「特別償却率10」は使用しません。
- 9 「特別償却限度額11」は、次の区分に応じ、それぞれ次の計算式により計算した金額を記載します。
 - (1) 機械及び装置である場合 … (8)－(9)
 - (2) 建物及びその附属設備又は構築物である場合 … (8)×(10)
- 10 「償却・準備金方式の区分12」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 11 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「福島県知事の確認を受けた年月日13」には、福島復興特措法第36条の規定により避難等指示(同法第4条第4号イ、ロ、ニ又はホに掲げる指示をいいます。)の対象となった区域内又は平成25年旧福島復興特措法第18条の規定により避難等指示(同法第4条第4号イからニまでに掲げる指示をいいます。これらの避難等指示を合わせて以下「避難等指示」といいます。)の対象となった区域内に平成23年3月11日においてその事業所が所在していたことについて、福島県知事の確認を受けた年月日を記載します。
 - (2) 「避難等指示が解除された年月日14」には、避難解除区域等又は避難解除区域に係る避難等指示が解除された年月日を記載します。

(追加)

改 正 後

(20 避難解除区域等における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

なる区域の区分17」は、変更の認定により新たに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第17条の2の3に規定する認定特定復興再生拠点区域に該当することとなる区域については「該当」を、変更の認定により認定特定復興再生拠点区域（以下「認定特定復興再生拠点区域」といいます。）に該当しないこととなる区域については「非該当」を、変更の認定にかかわらず引き続き認定特定復興再生拠点区域に該当する区域については「その他」を、それぞれ○で囲みます。

(6) 「福島復興特措法第4条第4号ハの指示が解除された年月日18」には、福島復興特措法第4条第4号ハの指示が解除されている場合において、震災特例法第17条の2の3第1項（若しくは第25条の2の3第1項）又は平成29年旧震災特例法第17条の2の3第1項（若しくは第25条の2の3第1項）の規定の適用を受けようとするときには、その解除された年月日を記載します。

(7) 「その他参考となる事項19」には、その資産が対象資産に該当する旨等の参考となる事項を記載してください。

改 正 前

(20 避難解除区域等における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

(3) 「福島復興特措法第4条第4号ハの指示が解除された年月日15」には、福島復興特措法第4条第4号ハの指示が解除されている場合において、震災特例法第17条の2の3第1項（又は第25条の2の3第1項）の規定の適用を受けようとするときには、その解除された年月日を記載します。

(4) 「その他参考となる事項16」には、その資産が対象資産に該当する旨等の参考となる事項を記載してください。

改 正 後

(21 復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法17の2①、25の2①）

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

特別償却の付表（震災） 平二一九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

被災者向け優良賃貸住宅の種類	1	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備
家屋の構造又は設備の名称	2			
細目及び耐用年数	3	()年	()年	()年
同上の所在地	4			
取得等年月日	5	平・	平・	平・
事業の用に供した年月日	6	平・	平・	平・
取得価額	7	円	円	円
同上のうち対象となる部分の取得価額	8			
特別償却率	9	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$
特別償却限度額(8)×(9)	10	円	円	円
償却・準備金方式の区分	11	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適 用 要 件				
認定地方公共団体による指定年月日	12	平・	平・	平・
復興居住区域の名称	13			
家屋及び建築物の区分	14	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物
3.3平方メートル当たりの取得価額	15	円	円	円
各独立部分ごとの床面積	16	m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸
		m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸
		m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸
生活用設備の有無	17	有・無	有・無	有・無
被災者向け優先公募の有無	18	有・無	有・無	有・無
単身者向け優先公募の有無	19	有・無	有・無	有・無
適正家賃要件	20	該当・非該当	該当・非該当	該当・非該当
該当する各独立部分の戸数	21	戸	戸	戸
(21)のうちその床面積が50m ² 以上であるものの戸数	22			

改 正 前

(21 復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法17の2①、25の2①）

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

特別償却の付表（震災） 平二一八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

被災者向け優良賃貸住宅の種類	1	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備
家屋の構造又は設備の名称	2			
細目及び耐用年数	3	()年	()年	()年
同上の所在地	4			
取得等年月日	5	平・	平・	平・
事業の用に供した年月日	6	平・	平・	平・
取得価額	7	円	円	円
同上のうち対象となる部分の取得価額	8			
特別償却率	9	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$
特別償却限度額(8)×(9)	10	円	円	円
償却・準備金方式の区分	11	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適 用 要 件				
認定地方公共団体による指定年月日	12	平・	平・	平・
復興居住区域の名称	13			
家屋及び建築物の区分	14	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物
3.3平方メートル当たりの取得価額	15	円	円	円
各独立部分ごとの床面積	16	m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸
		m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸
		m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸
生活用設備の有無	17	有・無	有・無	有・無
被災者向け優先公募の有無	18	有・無	有・無	有・無
単身者向け優先公募の有無	19	有・無	有・無	有・無
適正家賃要件	20	該当・非該当	該当・非該当	該当・非該当
該当する各独立部分の戸数	21	戸	戸	戸
(21)のうちその床面積が50m ² 以上であるものの戸数	22			

改 正 後 改 正 前

(22 復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表 (震災特例法17の5①、25の5①)		事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名 ()
開発研究用資産の種類等	1			
開発研究用資産の名称	2			
同上の所在地	3			
資産の用途 (開発研究の目的)	4			
取得等年月日	5	平 . .	平 . .	平 . .
事業の用に供した年月日	6	平 . .	平 . .	平 . .
購入先	7			
取得価額	8	円	円	円
普通償却限度額	9			
特別償却率	10	$\frac{50}{100}$	$\frac{50}{100}$	$\frac{50}{100}$
特別償却限度額 ((8)-(9))又は((8)×(10))	11	円	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等				
認定地方公共団体 による指定年月日	13	平 . .	平 . .	平 . .
認定地方公共団体の名称	14			
復興産業集積区域の名称	15			
その他参考となる事項	16			

特別償却の付表(震三) 平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

(22 復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表 (震災特例法17の5①、25の5①、旧震災特例法17の5①、25の5①)		事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名 ()
開発研究用資産の種類等	1			
開発研究用資産の名称	2			
同上の所在地	3			
資産の用途 (開発研究の目的)	4			
取得等年月日	5	平 . .	平 . .	平 . .
事業の用に供した年月日	6	平 . .	平 . .	平 . .
購入先	7			
取得価額	8	円	円	円
普通償却限度額	9			
特別償却率	10	$\frac{50}{100}$	$\frac{50}{100}$	$\frac{50}{100}$
特別償却限度額 ((8)-(9))又は((8)×(10))	11	円	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等				
認定地方公共団体 による指定年月日	13	平 . .	平 . .	平 . .
認定地方公共団体の名称	14			
復興産業集積区域の名称	15			
その他参考となる事項	16			

特別償却の付表(震三) 平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

改正後

(22 復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

特別償却の付表（震三）の記載の仕方

- この特別償却の付表（震三）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の5第1項《復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第25条の5第1項《復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、その対象資産の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、所有権移転外リース取引により取得した開発研究用資産については、この制度の適用はありませんので、注意してください。
- 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 「開発研究用資産の種類等1」には、耐用年数省令別表第六に基づき、開発研究用資産の種類、細目等を記載します。
- 「開発研究用資産の名称2」には、開発研究用資産に該当する資産の名称を記載します。
- 「同上の所在地3」には、東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）第4条第2項第4号イに規定する復興産業集積区域内にある開発研究用資産の所在地を記載します。
- 「資産の用途（開発研究の目的）4」には、例えば、「新素材の研究開発」、「情報通信機器の研究開発」等のように開発研究用資産の用途（開発研究の目的）を記載します。
- 「取得価額8」には、開発研究用資産の取得価額を記載します。
- ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 「普通償却限度額9」には、震災特例法第17条の5第1項第1号（又は第25条の5第1項第1号）の規定の適用を受ける場合に、その開発研究の用に供した日を含む事業年度（又は連結事業年度）の普通償却限度額を記載します。この場合、「特別償却率10」は使用しません。
- 「特別償却限度額11」には、次の区分に応じ、それぞれ次の算式により計算した金額を記載します。
 - 8の場合 … (8)－(9)
 - 震災特例法第17条の5第1項第2号（又は第25条の5第1項第2号）の規定の適用を受ける場合 … (8)×(10)
- 「償却・準備金方式の区分12」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
 - 「認定地方公共団体による指定年月日13」には、復興特区法第39条第1項の規定により認定復興推進計画に定められた産業集積事業（同法第2条第3項第2号イ（福島復興再生特別措置法第74条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に掲げる事業をいいます。）を実施する指定事業者として認定地方公共団体に指定された年月日を記載します。
 - 「認定地方公共団体の名称14」には、対象資産が震災特例法第17条の5第1項第1号又は第25条の5第1項第1号の資産である場合に、認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村の名称を記載します。
 - 「復興産業集積区域の名称15」には、例えば「○○復興産業集積区域」のように復興産業集積区域の名称を記載します。
 - 「その他参考となる事項16」には、その資産が開発研究用資産に該当する旨等参考となる事項を記載してください。

改正前

(22 復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

特別償却の付表（震三）の記載の仕方

- この特別償却の付表（震三）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の5第1項《復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却》若しくは平成28年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「平成28年旧震災特例法」といいます。）第17条の5第1項《復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第25条の5第1項《復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却》若しくは平成28年旧震災特例法第25条の5第1項《復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、その対象資産の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、所有権移転外リース取引により取得した開発研究用資産については、この制度の適用はありませんので、注意してください。
- 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 「開発研究用資産の種類等1」には、耐用年数省令別表第六に基づき、開発研究用資産の種類、細目等を記載します。
- 「開発研究用資産の名称2」には、開発研究用資産に該当する資産の名称を記載します。
- 「同上の所在地3」には、東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）第4条第2項第4号イに規定する復興産業集積区域内にある開発研究用資産の所在地を記載します。
- 「資産の用途（開発研究の目的）4」には、例えば、「新素材の研究開発」、「情報通信機器の研究開発」等のように開発研究用資産の用途（開発研究の目的）を記載します。
- 「取得価額8」には、開発研究用資産の取得価額を記載します。
- ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 「普通償却限度額9」には、震災特例法第17条の5第1項第1号（若しくは第25条の5第1項第1号）又は平成28年旧震災特例法第17条の5第1項（若しくは第25条の5第1項）の規定の適用を受ける場合に、その開発研究の用に供した日を含む事業年度（又は連結事業年度）の普通償却限度額を記載します。この場合、「特別償却率10」は使用しません。
- 「特別償却限度額11」には、次の区分に応じ、それぞれ次の算式により計算した金額を記載します。
 - 8の場合 … (8)－(9)
 - 震災特例法第17条の5第1項第2号（又は第25条の5第1項第2号）の規定の適用を受ける場合 … (8)×(10)
- 「償却・準備金方式の区分12」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
 - 「認定地方公共団体による指定年月日13」には、復興特区法第39条第1項の規定により認定復興推進計画に定められた産業集積事業（同法第2条第3項第2号イ（福島復興再生特別措置法第74条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に掲げる事業をいいます。）を実施する指定事業者として認定地方公共団体に指定された年月日を記載します。
 - 「認定地方公共団体の名称14」には、対象資産が震災特例法第17条の5第1項第1号又は第25条の5第1項第1号の資産である場合に、認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村の名称を記載します。
 - 「復興産業集積区域の名称15」には、例えば「○○復興産業集積区域」のように復興産業集積区域の名称を記載します。
 - 「その他参考となる事項16」には、その資産が開発研究用資産に該当する旨等参考となる事項を記載してください。

改 正 後

(23 被災代替資産等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

被災代替資産等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法18、26）

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

特別償却の付表（震四）
平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

資産の種類	1	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産
(耐用年数通達付表10の番号)	2	()	()	()	()
対象資産の種類等	3				
対象資産の構造又は名称	3				
取得等年月日	4	平・	平・	平・	平・
取得等の後、最初に 事業の用に供した年月日	5	平・	平・	平・	平・
東日本大震災に起因して 事業の用に供することが できなくなった資産の用途	6	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)
被災代替資産の用途	7	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)
取得価額	8	円	円	円	円
同上的うち対象となる 部分の取得価額	9				
特別償却率	10	$\frac{\quad}{100}$	$\frac{\quad}{100}$	$\frac{\quad}{100}$	$\frac{\quad}{100}$
特別償却限度額 (9) × (10)	11	円	円	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
その他参考と なるべき事項	13				

中小企業者又は中小連結法人の判定

発行済株式又は出資の 総数又は総額	14		大規模 法人等 の有 明 する 細	順位	大規模法人名	株式数又は 出資金の額
常時使用する従業員の数	15	人		1		20
大数 規模 法人 の 保 有 株 式 割 合	第1順位の株式数又は 出資金の額 (20)	16				21
	保有割合 $\frac{(16)}{(14)}$	17	%			22
	大規模法人合計の株式数 又は出資金の額 (24)	18				23
	保有割合 $\frac{(18)}{(14)}$	19	%		計 (20) + (21) + (22) + (23)	24

29.06改正

改 正 前

(23 被災代替資産等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

被災代替資産等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法18、26、旧震災特例法18、26）

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

特別償却の付表（震四）
平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

資産の種類	1	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産
(耐用年数通達付表10の番号)	2	()	()	()	()
対象資産の種類等	3				
対象資産の構造又は名称	3				
取得等年月日	4	平・	平・	平・	平・
取得等の後、最初に 事業の用に供した年月日	5	平・	平・	平・	平・
東日本大震災に起因して 事業の用に供することが できなくなった資産の用途	6	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)
被災代替資産の用途	7	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)
取得価額	8	円	円	円	円
同上的うち対象となる 部分の取得価額	9				
特別償却率	10	$\frac{\quad}{100}$	$\frac{\quad}{100}$	$\frac{\quad}{100}$	$\frac{\quad}{100}$
特別償却限度額 (9) × (10)	11	円	円	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
その他参考と なるべき事項	13				

中小企業者又は中小連結法人の判定

発行済株式又は出資の 総数又は総額	14		大規模 法人等 の有 明 する 細	順位	大規模法人名	株式数又は 出資金の額
常時使用する従業員の数	15	人		1		20
大数 規模 法人 の 保 有 株 式 割 合	第1順位の株式数又は 出資金の額 (20)	16				21
	保有割合 $\frac{(16)}{(14)}$	17	%			22
	大規模法人合計の株式数 又は出資金の額 (24)	18				23
	保有割合 $\frac{(18)}{(14)}$	19	%		計 (20) + (21) + (22) + (23)	24

28.06改正

改正後

(23 被災代替資産等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

特別償却の付表（震四）の記載の仕方

1 この特別償却の付表（震四）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第18条《被災代替資産等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みません。）又は連結法人が震災特例法第26条《連結法人の被災代替資産等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、震災特例法第18条（若しくは第26条）に規定する被災代替資産等（以下「被災代替資産等」といいます。）の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、所有権移転外リース取引により取得したものについては、この制度の適用はありませんので、注意してください。

2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

3 震災特例法第18条第1項に規定する中小企業者若しくは農業協同組合等（以下「中小企業者等」といいます。）又は震災特例法第26条第1項に規定する中小連結法人若しくは連結親法人である農業協同組合等（以下「中小連結法人等」といいます。）については、特別償却率が他の法人より高い率となりますので、中小企業者等又は中小連結法人等に該当するかどうかを判定するため、まず「14」から「24」までの各欄を記載します。

4 「資産の種類1」は、その被災代替資産等が、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第18条各号（若しくは第23条各号）に掲げる減価償却資産（以下「被災代替資産」といいます。）又はそれ以外の資産（以下「被災区域内供用資産」といいます。）のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

5 「対象資産の種類等2」には、耐用年数省令別表第一の「種類」又は昭和45年5月25日付直法4-25ほか1課共同「耐用年数の適用等に関する取扱通達」付表10（以下「耐用年数通達付表10」といいます。）の「設備の種類」を記載しますが、その適用対象資産が機械及び装置である場合には、耐用年数通達付表10の番号を（ ）内に記載してください。

6 「対象資産の構造又は名称3」には、建物についてはその構造を、それ以外のものについてはその資産の名称を記載します。

7 「東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった資産の用途6」及び「被災代替資産の用途7」の各欄は、「資産の種類1」の資産が被災代替資産である場合に、次により記載します。

(1) 用途は、次の表を参考に記載します。

資産の種類	用途
建物	「事務所用」、「工場用」など
構築物	「鉄道業用」、「発電用」など
機械及び装置	耐用年数通達付表10の「設備の種類」
船舶	「漁船」、「運送船」など
車両及び運搬具	「運送事業用」など

(削除)

(2) 被災代替資産が建物（その附属設備を含みます。以下同じ。）である場合は、建物全体の床面積を「6」及び「7」の各欄の（ ）内に記載します。

8 「取得価額8」に、被災代替資産等の取得価額を記載した上、「同上のうち対象となる部分の取得価額9」は次により記載します。

(1) 被災代替資産である建物……その床面積が東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった建物の床面積の1.5倍を超える場合には、その取得価額のうちその床面積の1.5倍に相当する部分の金額

(2) 上記(1)以外の被災代替資産等……その取得価額

9 「特別償却率10」の分子は、次の(1)又は(2)のいずれの法人に該当するかの区分に応じ、それぞれ次の数字を記載します。

(1) 中小企業者等又は中小連結法人等
イ 建物又は構築物（増築部分を含みます。）…「12」
ロ 機械及び装置、船舶又は車両及び運搬具…「24」

(2) (1)以外の法人

イ 建物又は構築物（増築部分を含みます。）…「10」
ロ 機械及び装置、船舶又は車両及び運搬具…「20」

10 「償却・準備金方式の区分12」には、その被災代替資産等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

11 「その他参考となるべき事項13」には、被災区域内供用資産の事業の用に供した区域のほか、その適用対象資産の種類に応じ次により記載するなど、この特別償却の適用に関し参考となるべき事項を記載します。

(1) 適用対象資産が構築物である場合…被災代替資産及び東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった資産の規模を記載します。

(2) 適用対象資産が船舶である場合…被災代替資産が船舶法第5条第1項に規定する船舶原簿に登録されているもの、小型船舶の登録等に関する法律第3条に規定する原簿に登録されているもの又は漁船法第10条第1項に規定する漁船原簿に登録されているもののうちいずれに該当するかについて記載します。

(3) 適用対象資産が車両及び運搬具である場合…被災代替資産が道路運送車両法第4条に規定する自動車登録ファイルに登録されているもの又は同法第72条第1項に規定する軽自動車検査ファイルに登録されているもののうちいずれに該当するかについて記載します。

(削除)

改正前

(23 被災代替資産等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

特別償却の付表（震四）の記載の仕方

1 この特別償却の付表（震四）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第18条《被災代替資産等の特別償却》若しくは平成28年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「平成28年旧震災特例法」といいます。）第18条《被災代替資産等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みません。）又は連結法人が震災特例法第26条《連結法人の被災代替資産等の特別償却》若しくは平成28年旧震災特例法第26条《連結法人の被災代替資産等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みません。）に、震災特例法第18条（若しくは第26条）又は平成28年旧震災特例法第18条（若しくは第26条）に規定する被災代替資産等（以下「被災代替資産等」といいます。）の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、所有権移転外リース取引により取得したものについては、この制度の適用はありませんので、注意してください。

2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

3 震災特例法第18条第1項若しくは平成28年旧震災特例法第18条第1項に規定する中小企業者若しくは農業協同組合等（以下「中小企業者等」といいます。）又は震災特例法第26条第1項若しくは平成28年旧震災特例法第26条第1項に規定する中小連結法人若しくは連結親法人である農業協同組合等（以下「中小連結法人等」といいます。）については、特別償却率が他の法人より高い率となりますので、中小企業者等又は中小連結法人等に該当するかどうかを判定するため、まず「14」から「24」までの各欄を記載します。

4 「資産の種類1」は、その被災代替資産等が、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第18条各号（若しくは第23条各号）若しくは平成28年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第18条各号（若しくは第23条各号）に掲げる減価償却資産（以下「被災代替資産」といいます。）又はそれ以外の資産（以下「被災区域内供用資産」といいます。）のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

5 「対象資産の種類等2」には、耐用年数省令別表第一の「種類」又は昭和45年5月25日付直法4-25ほか1課共同「耐用年数の適用等に関する取扱通達」付表10（以下「耐用年数通達付表10」といいます。）の「設備の種類」を記載しますが、その適用対象資産が機械及び装置である場合には、耐用年数通達付表10の番号を（ ）内に記載してください。

6 「対象資産の構造又は名称3」には、建物についてはその構造を、それ以外のものについてはその資産の名称を記載します。

7 「東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった資産の用途6」及び「被災代替資産の用途7」の各欄は、「資産の種類1」の資産が被災代替資産である場合に、次により記載します。

(1) 用途は、次の表を参考に記載します。

イ 震災特例法第18条又は第26条の規定の適用を受ける場合

資産の種類	用途
建物	「事務所用」、「工場用」など
構築物	「鉄道業用」、「発電用」など
機械及び装置	耐用年数通達付表10の「設備の種類」
船舶	「漁船」、「運送船」など
車両及び運搬具	「運送事業用」など

ロ 平成28年旧震災特例法第18条又は第26条の規定の適用を受ける場合

資産の種類	用途
建物	「事務所用」、「工場用」など
構築物	「鉄道業用」、「発電用」など
機械及び装置	耐用年数通達付表10の「設備の種類」
船舶	「漁船」、「運送船」など
航空機	「航空運送事業用」、「航空機使用事業用」など
車両及び運搬具	「運送事業用」など

(2) 被災代替資産が建物（その附属設備を含みます。以下同じ。）である場合は、建物全体の床面積を「6」及び「7」の各欄の（ ）内に記載します。

8 「取得価額8」に、被災代替資産等の取得価額を記載した上、「同上のうち対象となる部分の取得価額9」は次により記載します。

(1) 被災代替資産である建物……その床面積が東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった建物の床面積の1.5倍を超える場合には、その取得価額のうちその床面積の1.5倍に相当する部分の金額

(2) 上記(1)以外の被災代替資産等……その取得価額

9 「特別償却率10」の分子は、次の(1)又は(2)のいずれの法人に該当するかの区分に応じ、それぞれ次の数字を記載します。

(1) 震災特例法第18条又は第26条の規定の適用を受ける場合

イ 中小企業者等又は中小連結法人等
(i) 建物又は構築物（増築部分を含みます。）…「12」
(ii) 機械及び装置、船舶又は車両及び運搬具…「24」

ロ イ以外の法人

(i) 建物又は構築物（増築部分を含みます。）…「10」
(ii) 機械及び装置、船舶又は車両及び運搬具…「20」

(2) 平成28年旧震災特例法第18条又は第26条の規定の適用を受ける場合

イ 中小企業者等又は中小連結法人等
(i) 建物又は構築物（増築部分を含みます。）…「18」
(ii) 機械及び装置、船舶、航空機又は車両及び運搬具…「36」

ロ イ以外の法人

(i) 建物又は構築物（増築部分を含みます。）…「15」
(ii) 機械及び装置、船舶、航空機又は車両及び運搬具…「30」

10 「償却・準備金方式の区分12」には、その被災代替資産等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

11 「その他参考となるべき事項13」には、被災区域内供用資産の事業の用に供した区域のほか、その適用対象資産の種類に応じ次により記載するなど、この特別償却の適用に関し参考となるべき事項を記載します。

(1) 震災特例法第18条又は第26条の規定の適用を受ける場合

イ 適用対象資産が構築物である場合…被災代替資産及び東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった資産の規模を記載します。

ロ 適用対象資産が船舶である場合…被災代替資産が船舶法第5条第1項に規定する船舶原簿に登録されているもの、小型船舶の登録等に関する法律第3条に規定する原簿に登録されているもの又は漁船法第10条第1項に規定する漁船原簿に登録されているもののうちいずれに該当するかについて記載します。

ハ 適用対象資産が車両及び運搬具である場合…被災代替資産が道路運送車両法第4条に規定する自動車登録ファイルに登録されているもの又は同法第72条第1項に規定する軽自動車検査ファイルに登録されているもののうちいずれに該当するかについて記載します。

(2) 平成28年旧震災特例法第18条又は第26条の規定の適用を受

改 正 後

(23 被災代替資産等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

- 12 「中小企業者又は中小連結法人の判定」の各欄は、その資産の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況により法人の発行済株式等の状況（その法人が連結子法人である場合には、連結親法人の発行済株式等の状況）を記載するほか、次によります。
- (1) 「保有割合17」が50%以上となる場合又は「保有割合19」が3分の2（66.666…%）以上となる場合には、中小企業者又は中小連結法人に該当しませんので注意してください。
- (2) 「大規模法人の保有する株式数等の明細20～23」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。
- (3) 連結親法人が中小連結法人に該当する場合であっても、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える連結子法人については、中小連結法人以外の連結法人として取り扱われますから、注意してください。

改 正 前

(23 被災代替資産等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

- ける場合
- イ 適用対象資産が構築物である場合…被災代替資産及び東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった資産の規模を記載します。
- ロ 適用対象資産が船舶である場合…被災代替資産が船舶法第5条第1項に規定する船舶原簿に登録されているもの、小型船舶の登録等に関する法律第3条に規定する原簿に登録されているもの、漁船法第10条第1項に規定する漁船原簿に登録されているもの又は建設機械抵当法施行令別表に掲げる船舶のうちいずれに該当するかについて記載します。
- ハ 適用対象資産が航空機である場合…被災代替資産が航空法第3条に規定する航空機登録原簿に登録されている航空機に該当する旨を記載します。
- ニ 適用対象資産が車両及び運搬具である場合…被災代替資産が道路運送車両法第4条に規定する自動車登録ファイルに登録されているもの、同法第72条第1項に規定する二輪自動車検査ファイルに登録されているもの、同項に規定する軽自動車検査ファイルに登録されているもの、同法第97条の3第1項の規定により車両番号の指定を受けているもの、地方税法第442条第3号に規定する小型特殊自動車若しくは同条第1号に規定する原動機付自転車のうち同法第442条の2第1項の規定の適用を受けるもの又は鉄道事業法第13条第1項に規定する確認（同条第2項に規定する確認を含みます。）を受けたもののうちいずれに該当するか

- について記載します。
- 12 「中小企業者又は中小連結法人の判定」の各欄は、その資産の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況により法人の発行済株式等の状況（その法人が連結子法人である場合には、連結親法人の発行済株式等の状況）を記載するほか、次によります。
- (1) 「保有割合17」が50%以上となる場合又は「保有割合19」が3分の2（66.666…%）以上となる場合には、震災特例法第18条第1項（若しくは第26条第1項）又は平成28年旧震災特例法第18条第1項（若しくは第26条第1項）に規定する中小企業者又は中小連結法人に該当しませんので注意してください。
- (2) 「大規模法人の保有する株式数等の明細20～23」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。
- (3) 連結親法人が中小連結法人に該当する場合であっても、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える連結子法人については、中小連結法人以外の連結法人として取り扱われますから、注意してください。

改 正 後

(24 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の償却限度額の計算に関する付表)

被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の償却限度額の計算に関する付表 (震災特例法18の2、26の2、旧震災特例法18の2、26の2)		事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
被災者向け優良賃貸住宅の種類	1	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備		
家屋の構造又は設備の名称	2					
細目及び耐用年数	3	()年	()年	()年		
同上の所在地	4					
取得等年月日	5	平・	平・	平・		
新築等の後、最初に事業の用に供した年月日	6	平・	平・	平・		
取得価額	7	円	円	円		
同上のうち対象となる部分の取得価額	8					
同上に係る普通償却限度額	9					
割増償却率	10	$\frac{40、50、56又は70}{100}$	$\frac{40、50、56又は70}{100}$	$\frac{40、50、56又は70}{100}$		
割増償却限度額 (9) × (10)	11	円	円	円		
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金		
適 用 要 件						
家屋及び建築物の区分	13	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物		
3.3平方メートル当たりの取得価額	14	円	円	円		
各独立部分ごとの床面積	15	m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸		
		m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸		
		m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸		
生活用設備の有無	16	有・無	有・無	有・無		
被災者向け優先公募の有無	17	有・無	有・無	有・無		
単身者向け優先公募の有無	18	有・無	有・無	有・無		
適正家賃要件	19	該当・非該当	該当・非該当	該当・非該当		
該当する各独立部分の戸数	20	戸	戸	戸		
(20)のうちその床面積が50m ² 以上であるものの戸数	21					

特別償却の付表(震五) 平二九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

改 正 前

(24 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の償却限度額の計算に関する付表)

被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の償却限度額の計算に関する付表 (震災特例法18の2、26の2、旧震災特例法18の2、26の2)		事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
被災者向け優良賃貸住宅の種類	1	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備		
家屋の構造又は設備の名称	2					
細目及び耐用年数	3	()年	()年	()年		
同上の所在地	4					
取得等年月日	5	平・	平・	平・		
新築等の後、最初に事業の用に供した年月日	6	平・	平・	平・		
取得価額	7	円	円	円		
同上のうち対象となる部分の取得価額	8					
同上に係る普通償却限度額	9					
割増償却率	10	$\frac{50又は70}{100}$	$\frac{50又は70}{100}$	$\frac{50又は70}{100}$		
割増償却限度額 (9) × (10)	11	円	円	円		
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金		
適 用 要 件						
家屋及び建築物の区分	13	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物		
3.3平方メートル当たりの取得価額	14	円	円	円		
各独立部分ごとの床面積	15	m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸		
		m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸		
		m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸		
生活用設備の有無	16	有・無	有・無	有・無		
被災者向け優先公募の有無	17	有・無	有・無	有・無		
単身者向け優先公募の有無	18	有・無	有・無	有・無		
適正家賃要件	19	該当・非該当	該当・非該当	該当・非該当		
該当する各独立部分の戸数	20	戸	戸	戸		
(20)のうちその床面積が50m ² 以上であるものの戸数	21					

特別償却の付表(震五) 平二八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

改 正 後	改 正 前
<p>(24 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の償却限度額の計算に関する付表)</p> <p style="text-align: center;">特別償却の付表（震五）の記載の仕方</p> <p>1 この特別償却の付表（震五）は、法人が次の(1)から(3)までの規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3又は第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分の割増償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。</p> <p>(1) <u>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第18条の2又は第26条の2《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》</u></p> <p>(2) <u>平成29年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第18条の2又は第26条の2《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》</u></p> <p>(3) <u>平成26年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「平成26年旧震災特例法」といいます。）第18条の2又は第26条の2《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》</u></p> <p>ただし、所有権移転外リース取引により取得した被災者向け優良賃貸住宅については、この制度の適用はありませんので、注意してください。</p> <p>2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。</p> <p>3 「被災者向け優良賃貸住宅の種類1」は、その被災者向け優良賃貸住宅が「建物」又は「建物附属設備」のいずれの種類に該当するか区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。</p> <p>4 「家屋の構造又は設備の名称2」には、建物についてはその構造を、建物附属設備についてはその設備の名称を記載します。</p> <p>5 「細目及び耐用年数3」には、耐用年数省令別表第一に基づきその細目を記載します。また、()内には新築の時の耐用年数を記載します。</p> <p>6 「同上の所在地4」には、その被災者向け優良賃貸住宅を賃貸の用に供している特定激甚災害地域（東日本大震災により激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項に規定する激甚災害を受けた地域として東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「震災特例法施行令」といいます。）第18条の2第1項に規定する区域をいいます。）の市町村名を「宮古市」、「仙台市」、「福島市」などと記載します。</p> <p>7 「取得価額7」には、取得等をした建物又は建物附属設備全体の取得価額を記載します。</p> <p>8 「同上のうち対象となる部分の取得価額8」には、取得等をした建物又は建物附属設備のうち、被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分に対応する取得価額を記載します。</p> <p>9 「割増償却率10」の分子は、被災者向け優良賃貸住宅の新築時における耐用年数が次のいずれかに該当するか区分に応じ、それぞれ次の数字を○で囲みます。</p> <p>(1) <u>平成29年3月31日以前に取得等をしたもの</u></p> <p style="padding-left: 20px;">イ <u>耐用年数が35年以上である場合…「70」</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ロ <u>耐用年数が35年未満である場合…「50」</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(2) <u>平成29年4月1日以後に取得等をしたもの</u></p> <p style="padding-left: 20px;">イ <u>耐用年数が35年以上である場合…「56」</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ロ <u>耐用年数が35年未満である場合…「40」</u></p> <p>10 「償却・準備金方式の区分12」は、その被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分につき直接に割増償却を行うか、又は割増償却に代えて割増償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。</p> <p>11 「適用要件」の各欄は、その対象資産が被災者向け優良賃貸住宅に該当する旨の事項を該当欄に次により記載します。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、その対象資産が建物附属設備である場合には、これらの各欄の記載は要しません。</p> <p>(1) 「家屋及び建築物の区分13」は、それぞれ該当するものを○で囲みます。</p> <p>(2) 「3.3平方メートル当たりの取得価額14」には、その各独立部分に係る共同住宅又は長屋の3.3平方メートル当たりの取得価額を記載します。</p> <p>(3) 「各独立部分ごとの床面積15」には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の床面積を記載します。</p> <p>(4) 「生活用設備の有無16」には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分が専用の台所、浴室、便所及び洗面設備を備えたものであるかどうかの区分に応じ、いずれかを○で囲みます。</p> <p>(5) 「被災者向け優先公募の有無17」には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法（東日本大震災の被災者に対し優先して賃貸することが明らかにされているものに限ります。）により行われるものであるかどうかを記載します。</p> <p>(6) 「単身者向け優先公募の有無18」には、震災特例法第18条の2（又は第26条の2）の規定の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法（単身者に対して優先して賃貸することが明らかにされているものに限ります。）により行われるものであるかどうかを記載します。なお、平成26年旧震災特例法第18条の2（若しくは第26条の2）の規定の適用を受けようとする場合又は各独立部分の床面積が全て50㎡以上である場合については、記載する必要はありません。</p> <p>(7) 「適正家賃要件19」には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸に係る家賃の額が、国土交通大臣が定める方法（平成23年12月14日付国土交通省告示第1288号）によって算定された額を超えないものに該当するかどうかを記載します。</p> <p>(8) 「該当する各独立部分の戸数20」には、震災特例法施行令第18条の2第2項又は平成26年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第18条の2第2項に規定する要件に該当する各独立部分の戸数を記載します。</p> <p>(9) 「(20)のうちその床面積が50㎡以上であるものの戸数21」には、震災特例法第18条の2（又は第26条の2）の規定の適用を受けようとする各独立部分について、その床面積が50㎡以上であるものの戸数を記載します。</p>	<p>(24 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の償却限度額の計算に関する付表)</p> <p style="text-align: center;">特別償却の付表（震五）の記載の仕方</p> <p>1 この特別償却の付表（震五）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第18条の2《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》若しくは平成26年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「平成26年旧震災特例法」といいます。）第18条の2《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第26条の2《連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》若しくは平成26年旧震災特例法第26条の2《連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けようとする各独立部分が専用の台所、浴室、便所及び洗面設備を備えたものであるかどうかの区分に応じ、いずれかを○で囲みます。）に、被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分の割増償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。</p> <p>ただし、所有権移転外リース取引により取得した被災者向け優良賃貸住宅については、この制度の適用はありませんので、注意してください。</p> <p>2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。</p> <p>3 「被災者向け優良賃貸住宅の種類1」は、その被災者向け優良賃貸住宅が「建物」又は「建物附属設備」のいずれの種類に該当するか区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。</p> <p>4 「家屋の構造又は設備の名称2」には、建物についてはその構造を、建物附属設備についてはその設備の名称を記載します。</p> <p>5 「細目及び耐用年数3」には、耐用年数省令別表第一に基づきその細目を記載します。また、()内には新築の時の耐用年数を記載します。</p> <p>6 「同上の所在地4」には、その被災者向け優良賃貸住宅を賃貸の用に供している特定激甚災害地域（東日本大震災により激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項に規定する激甚災害を受けた地域として東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「震災特例法施行令」といいます。）第18条の2第1項に規定する区域をいいます。）の市町村名を「宮古市」、「仙台市」、「福島市」などと記載します。</p> <p>7 「取得価額7」には、取得等をした建物又は建物附属設備全体の取得価額を記載します。</p> <p>8 「同上のうち対象となる部分の取得価額8」には、取得等をした建物又は建物附属設備のうち、被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分に対応する取得価額を記載します。</p> <p>9 「割増償却率10」の分子は、被災者向け優良賃貸住宅の新築時における耐用年数が次のいずれかに該当するか</p> <p>の区分に応じ、それぞれ次の数字を○で囲みます。</p> <p>(1) <u>耐用年数が35年以上である場合…「70」</u></p> <p>(2) <u>耐用年数が35年未満である場合…「50」</u></p> <p>10 「償却・準備金方式の区分12」は、その被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分につき直接に割増償却を行うか、又は割増償却に代えて割増償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。</p> <p>11 「適用要件」の各欄は、その対象資産が被災者向け優良賃貸住宅に該当する旨の事項を該当欄に次により記載します。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、その対象資産が建物附属設備である場合には、これらの各欄の記載は要しません。</p> <p>(1) 「家屋及び建築物の区分13」は、それぞれ該当するものを○で囲みます。</p> <p>(2) 「3.3平方メートル当たりの取得価額14」には、その各独立部分に係る共同住宅又は長屋の3.3平方メートル当たりの取得価額を記載します。</p> <p>(3) 「各独立部分ごとの床面積15」には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の床面積を記載します。</p> <p>(4) 「生活用設備の有無16」には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分が専用の台所、浴室、便所及び洗面設備を備えたものであるかどうかの区分に応じ、いずれかを○で囲みます。</p> <p>(5) 「被災者向け優先公募の有無17」には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法（東日本大震災の被災者に対し優先して賃貸することが明らかにされているものに限ります。）により行われるものであるかどうかを記載します。</p> <p>(6) 「単身者向け優先公募の有無18」には、震災特例法第18条の2（又は第26条の2）の規定の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法（単身者に対して優先して賃貸することが明らかにされているものに限ります。）により行われるものであるかどうかを記載します。なお、平成26年旧震災特例法第18条の2（若しくは第26条の2）の規定の適用を受けようとする場合又は各独立部分の床面積が全て50㎡以上である場合については、記載する必要はありません。</p> <p>(7) 「適正家賃要件19」には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸に係る家賃の額が、国土交通大臣が定める方法（平成23年12月14日付国土交通省告示第1288号）によって算定された額を超えないものに該当するかどうかを記載します。</p> <p>(8) 「該当する各独立部分の戸数20」には、震災特例法施行令第18条の2第2項又は平成26年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第18条の2第2項に規定する要件に該当する各独立部分の戸数を記載します。</p> <p>(9) 「(20)のうちその床面積が50㎡以上であるものの戸数21」には、震災特例法第18条の2（又は第26条の2）の規定の適用を受けようとする各独立部分について、その床面積が50㎡以上であるものの戸数を記載します。</p>